

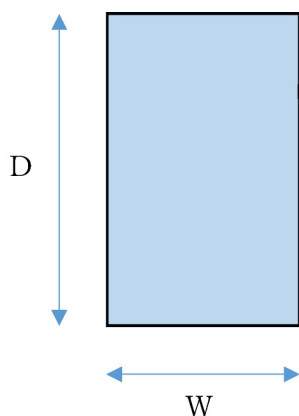
そのカーポートは適法ですか？



カーポートは、屋根及び柱を有するため、建築物となります。

住宅等の敷地にカーポートを設置する場合には増築となり、確認申請が必要となります。
(防火地域・準防火地域内はすべて必要となり、その他の地域は床面積が 10 m²を超える場合に必要となります。)

(床面積の算出方法)

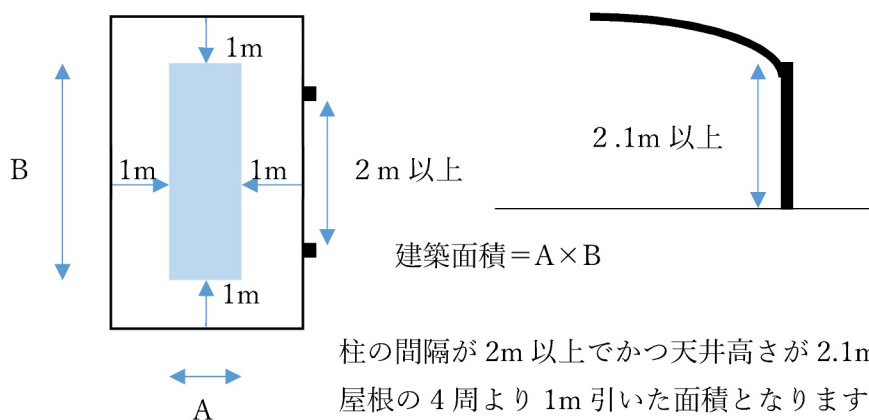


床面積 = $W \times D$

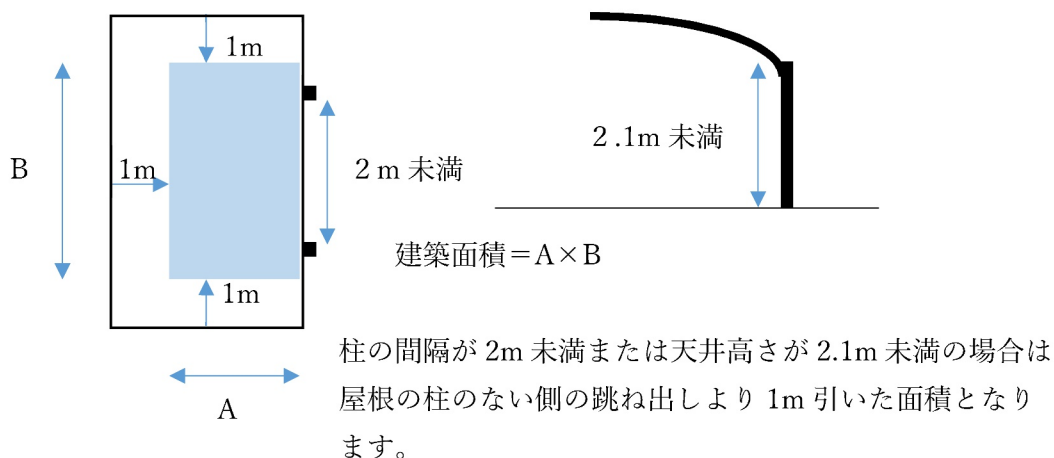
屋根の面積が床面積となります。

(建築面積の算出方法)

- 柱の間隔が2m以上かつ天井高さが2.1m以上の場合(壁がない場合に限る。)



- 柱の間隔が2m未満または天井高さが2.1m未満の場合



(建ぺい率の算出方法)

$$\text{建ぺい率 (\%)} = \text{敷地内の建築物の建築面積の合計} \div \text{敷地面積} \times 100$$

(住宅、カーポートなどの合計)

ご自宅のカーポートが確認申請をしていない場合は、上記の算出方法により建ぺい率を算出し、指定の建ぺい率を超えていないか確認してください。

お問い合わせ先

西宮市都市局建築・開発指導部

建築指導課 (電話 0798-35-3918)